

救済史の思想史的理義の試み（2）

——「選び」の問題をめぐって——

山崎保興

はじめに本論文全体の構成が著しく乱れてしまったことをおことわりしておかねばならない。本来本論第一章として予定した「救済史の契約思想史的理義」を掲載すべきところを、敍述にとりかかってから大変に難行し、〆切りまぎわに急拠予定を変更せざるをえない破目になった。唯々非力と平素の不勉強を恥じるのみである。

I

「わたしはあなたを大いなる国民とし、あなたを祝福し、あなたの名を大きくしよう。あなたは祝福の基となるであろう。」（創世記12章2節）「天を仰いで、星を……数えてみなさい。」「あなたの子孫はあのようになるでしょう。」（創世記15章5節）——これらのすでにじみ深い族長アブラムへの祝福は、それぞれJおよびEの救済史敍述の冒頭をかざるものとして、早くは新約の記者をはじめ、われわれにある種の決定的な救済史のイメージを与え、また、ここに始まる神のその民に対する「約束」とその「成就」のパターンは、およそ凡百の「聖書物語り」に基本的な敍述の骨格を与えていた。ところで、アブラハム物語りからイサク、ヤコブの族長時代を経て、ヤコブの一族のエジプト下り、さらにモーセによるエジプト脱出と荒野の放浪、そして遂にはカナン侵入とその土地取得をもって終る敍述の骨組みは、J・E・Pにはほぼ共通のものであって、これらの歴史物語りが何故に一様にカナン侵入をもって筆をとめるかが、一連の様式史的研究の問題関心であり、それに一つの基本的な解答を与えたのがG. von Rad; Das formgeschichtliche Problem des Hexateuchs, 1938. であったことは、今日いわゆる「イスラエルのクレドー」の呼称と共に、あまねくゆきわたってわれわれの常識となっている。申命記26章5～10節に代表的に見出されるこの信仰告白的文言は、旧約聖書のほかの部分、たとえばサムエル記上12章8節、詩篇78篇、136篇、出エジプト記15章、ヨシニア記24章などにも見出される。このうち最も古いものは申命記26章のそれであり、ほかは多かれ少なかれそれを基本としつつ自由にかたちづくったも

のと見られるが、Jも実はこのような credo の類型をそのまま採用し、それに多くの肉づけや別の付加物を加えていまのかたちに仕上げたものであろう。この credo の根本となっているのはカナンの「土地取得」の伝承であって、Jはそのほかにシナイ伝承をも採用しているが、これらの伝承そのものは、イスラエルのカナン侵入以来、その中心的な聖所において祭儀伝承として伝えられてきたものと思われる。ところでJが古い credo を採用する場合の基本的な立脚点——視点はどこにあるかといえば、これまたJの位置づけに関する今日の定説からすれば容易に察せられるところであるが、要するに古くから聖所においてくりかえされた祭儀において口頭伝承されてきた救済史的内容が、ダビデの偉業によって決定的に成就されたという点にある。この視角から credo に基く救済史的敘述を再構成したJは、アブラハムに与えられた「約束」が、ダビデにおいて現実の歴史の上に「成就」したと見るわけである。Eの敘述の骨組みも、Jと同じく、族長物語り、そのエジプト下り、エジプト脱出、カナン侵入という古い credo の順を追っている。その救済史観によって、現実の歴史を信仰の目で見ていることは全くJと同じであるが、Jとの比較においてその特徴とするところは、その北王国との深い関連、南王国ユダとダビデの軽視などとされる。しかも、それは北王国の滅亡を明らかに前提としていると思われる。要するにEは、南ユダに対する北イスラエルの長い伝承を伝えたものであり、北王国イスラエル滅亡後ユダに伝えられた後多くの変化を受け、またJと合体する時少なからず縮少されたものと推定されている。この場合、Eにおいて注目すべきことは、Jと異なり、その関心をひたすらイスラエルにのみ注いでいることである。Eによれば真の神の救済史はアブラハムによって始まるイスラエルの歴史と共に始まるのであり、世界大にその視野を拡大したJに対して、Eはイスラエルに問題を集中することによって、一切を導く神に対する人間の側の問題を「信仰」の問題としてとらえた。Eのこの態度は、かの「イクサの奉獻」（創世記22章）の物語り敘述に明白にあらわれている。

ところで、いわゆる申命記的歴史記者の加筆は、五書の範囲内においても、申命記は当然のこととしてそれ以前のものにも見られるが、ヨシェア記から列王記に至る本来の歴史書においては、単なる加筆の程度を超えているとされる。その筆は、ヨシェア記1章1節～9節の部分から始まり、ヨシェア記の主題であるカナンの土地取得の問題を、申命記的な律法遵守の問題と結びつ

け、またさらにイスラエルの指導がモーセからヨシュアに移ったことを記してモーセ時代との連絡をつける。もともと申命記は、問題を一度モーセの時代にかえし、神の民を真に再出発せしめんとするものであって、そのためその敍述は、イスラエルがヨルダンを渡りいよいよカナンの地に侵入しようとする直前モアブの地においてモーセがイスラエルの民に語ったものとする構成の仕方をとっている。そして民がカナンの地に侵入後直面せねばならない沃地の諸問題に対向し、モーセ宗教を貫徹するための根本理念を与える、また個々の具体的対策を講ずる。この場合の根本的指導理念こそ、神の自由なる恩寵の選びによってもたらされた「神の民」のそれである。「主はただあなたの先祖たちを喜び愛し、その後の子孫であるあなたがたを万民のうちから選ばれた」(申命記10章15節)。われわれはここに、王国の終焉近く、次第に切迫する困難な事態の前に、イスラエルを真に新たなる神の民の自覚に立たせようとする申命記記者の努力を見てとることができるのであるが、ヨシヤ王の申命記改革の志は不幸にしてその途上において挫折し、イスラエルは国家的には滅亡の一途をたどり、遂に捕囚にまで至る。然しながら申命記改革の問題とした事柄は、捕囚期において益々重要さを加え、捕囚の地においてこそ「神の民」は異教の中に益々自らを堅持し、来るべき民族の復興を望まねばならなかった。ここにその志を継承しつつ捕囚の民の教導に当ろうとしたのが、申命記的歴史記者でありまた祭司法典記者であったと思われる。

以上われわれは、きわめて一般的常識的な「約束」とその「成就」というパターンに敢て準拠しつつ、その救済史的敍述の骨子をとらえて来たのであるが、そしてまたこれらの救済史的敍述の文脈が、まちがいなく神の自由なる恩寵の選びを前提としつつ「選ばれた者」の自覚をもたらしているのであって、よしんば「選び」ということばそのものが用いられていても、「選び」の思想はすでに早くから存し、救済史的敍述の文脈における「選び」の契機は、少くともJにまでさかのぼりうることを確認することができる。然しながら、ひとたびわれわれが「選び」を厳密に思考しようとするとき、このことばそのものが実は極めて限定された個所にしか用いられず、殊に予言書においてそれがあまり見られないという事実に固執しないわけにはゆかない¹⁴。この点についてすでにわが国においても諸家の手によって討究が加えられているのであるが、以下この点について若干かえりみる必要がある。

II

従来大体において旧約の使信の中心問題を<契約>=<選び>に見定めて、この二つの要素を共通のモチーフにおいてとらえることが行なわれており、たとえば Eichrodt の場合にも²⁾、選びの信仰と契約思想との間に概念上本質的な差別を認めなかったから、「選び」について特に独立の項目を設けることなく、その契約思想史的敍述の文脈の中に、いわばその契約当事者の選択という点にあらわれた神の自由なる思寵の選びの意義がとらえこまれてゆく。わが国においても、すでに序節でとりあげたように、浅野順一氏もほぼ同じ立場をとり³⁾、契約と選びとはその概念の内容をひとしくするものととらえ、そのいすれが基本的であるかを論ずることを無意味とし、契約をもって神と民との関係の法的側面を表現したものとし、選びはその同じ関係を歴史的にとりあげたものとする。その他例をあげればきりがないが、このように、選びの信仰を契約思想と一体のものとして考え、「神の民」のモチーフによつて統一体系を構想する試みは現在でも支配的であり、常識的ですらある。これに対して従来とは異なる観点から、契約的契機と区別される契機としての選びの契機を別途に旧約の文脈の中に探ろうとする人々がある。これらの人々は、共通の出発点としてまず K. Galling ; Die Erwählungs-traditionen Israels. (1928) に言及することを常とする。それによれば、要するにイスラエルの選びに関して旧約の中に二つの主なる伝統があり、一つはエジプト脱出のできごとをもってヤハウエとイスラエルとの特別な関係の出発点と見るもの（「紅海の歌」出エジプト記15章や「デボラの歌」士師記5章など）、他の一つは、アブラハム、イサク、ヤコブなどの族長とヤハウエとの特別な関係においてそれを見るものである。。この二つの伝承のうち、イスラエルの信仰にとって根本的なものは、出エジプトにおける選びの伝承である。これに対して族長の伝説は二次的であり、いすれの資料においても、父祖に対する神の約束は、王国初期におけるイスラエルの土地取得の権利についてのイデオロギー的表現であり、イスラエルの信仰にとって決して本質的ではない。また第一の出エジプト伝承について神学的に重要なのは、イスラエルのエジプトからの解放が全く、ヤハウエの恩寵による事であつて、決してイスラエルの力によるものではないということであり、それ故出エジプト

にもとづく選びの信仰は決してイスラエルを傲慢に導くものではない。それに対してシナイ契約の伝承は、契約という事柄の性格上、ヤハウエとイスラエルとの関係を同一平面における相互的、条件的関係と見なし、イスラエルに神の保護を要求する権利があるものと錯覚させる恐れがあり、眞の神人關係をさまたげるものであった。そのため予言者は、出エジプトについて触れるることは多くあってもシナイに言及することが少いのである、と彼は見るのだが、わが国において、ひとしく Galling の所説から出発しつつ、それに対する批判、さらに反批判を加えようと試みる例として、関根正雄氏と木田獻一氏の場合があることは⁴¹、すでに序説で触れた如くである。ところでこの場合、木田氏の関根氏に対する批判は、神とイスラエルとの関係の<即自性>と<対自性>において<契約>と<選び>との似て非なる本質的契機を見定めようとする関根氏の考え方に対して、神とイスラエルの関係は、予言者以前の段階においても果して即自的であったかどうか、また契約が果して単に両者の即自的関係を表わすものといえるかどうか、を問題とし、決定的要因を端的に「聖なる神」の体験にありとした。然しながら、関根見解の視線は、「この即事的関係が眞に克服されるためには両者の関係を徹底的に切断する予言者の審判思想が必要であった」という点に鋭く注がれており、選びの概念は予言者の実存的思考の解明をもって始めて明らかにされることが指摘されるのであるが、木田氏のそれは、「聖なる神の超越性と否定性」による即自性の切断を考え、「神の聖の体験においてモーセ宗教は一つの決定的に新らしい神観を獲得した」ものと見なし、「個人にせよ、集団にせよ、人間の即自的あり方を否定し、否定を媒介として神に属するものとさせる。このことが人間に新らしい結合を可能とさせ、ヤハウエの民イスラエルという独自の民族が成立する根拠となった。」と説明する。確かに「この神の聖こそ、選びの信仰の秘密を示すものと言うべきであろう」とは、ほとんど反論する余地のない卓抜にして正統的な見解であろうが、さりとて、その故に関根氏の鋭い問題視点がぼやかされることはないであろう。われわれは、ここにあらわれたすぐれた両氏の見解を尊重しつつ、少しく異った観点を打ち出してみたい。端的に結論をいえば、否定契機は、単に理念的にではなく、現実的具体的に作用する時よりいっそう決定的である、ということ、この場合現実的否定契機とは、端的に「嗣業」ないし「約束の地」の喪失ということである。すでに序説で述べた如く、われわれは一見奇妙な「地の契機」なるも

救済史の思想史的理義の試み(2)

のをもち込もうとする。その奇妙さは、その特異性からではなくてそれの当然性からくるものであろう。われわれはむしろその「当然性」を尊重しようとするものである。「地の契機」は、当然のことながら、その存続する限りにおいて肯定的に、その喪失において否定的に作用するものであろう。問題はかかって王国時代にあり、「選び」と「約束」の焦点が、ひたすらに特定の象徴（ダビデとシオン）に結ばれるとき、ここにいわゆる「地の契機」はかえって逆に影を薄くする。われわれはそれをそのようなものとしてとらえる。現実的肯定から、現実的否定への転換点にDが位置しているとすれば、予言者アモスによって、「ことばによる切断」が鋭利に遂行されたところを、存在の非存在化という現実が、具体的に裏打ちするといえないであろうか。ともあれわれわれは、視点を再び平凡な「約束とその成就」のレベルにもどそうとする。「選び」は、神学的理念的には閔根氏の見解こそ最もその核心を貫いていると思われるし、（もっとも、この場合、神の言のリアリティーを知る立場からすれば、予言のことばにかかる事柄を単に理念的と称することは当らないわけであるが、思想史的用法としては許されるであろう）われわれはそれを事実史に即して（正しく歴史的に）補完しようとするだけであるが。かくしてわれわれの視野は必然的に局限されてくる。いうまでもなく、申命記とヨシヤ・イデオロギーこそ問題の焦点となるからである。

III

今なお諸説粉々たる資料批判の議論の中から、ほぼ印象的に定着した目下のわれわれの見解としては、J・E・D・Pいずれの場合にも、エリコからシケムに至るカソナ侵入のできごとが、歴史的な記憶の核の部分を為しているように思われる。たしかに救済史的にはモーセによる出エジプトのできごとが決定的である。申命記のクレドーにおいてもヨシェア記のそれにおいても、そのことが重要なモチーフとされており、また詩篇の中に散見する救済史讃歌は⁵⁾、いっそうそれを声高く歌い上げている。というよりも、すでに上に見た如く、契約思想史的理義の文脈の中ではもとよりのこと、ガーリンク流の選びを中心とした救済史理解においても、それはもはやいうまでもないことであろう。それにもかかわらず敢て先のようにいいうのは、「選び」において最も重要な契機となっているのは「嗣業」としての「約束の地」、つまり

救済史の思想史的理義の試み(2)

り外ならぬカナンの土地取得伝承に基盤をもつて地の契機>ではないか、と思われるからである。もとより「選び」は神の自由なる恩寵の選びである。そして正に「地はわれのもの」であり、民は「地にては旅人、寓れる者」にすぎない⁶⁾。その民が、正しく「嗣業としての地」を具体的に固有の領域において授与されてそれを確保するとき、民は正に「選ばれたる民」としての現実性を獲得するのである。当り前のこと、といってしまえばそれまでであるが、それが当り前でない構造においてとらえられるとき、それこそが眞の意味において「救済史的理義」といえるのではなかろうか。

試みにいえば、J・Eは現前のダビデの大イスラエルを、前者はダビデ契約的約束の成就と実感しつつ、後者は早くも到来したその崩壊のきざしを感じとりつつも、なおその余光末だ消えざるダビデの王国の輝きをその裔に向って期待し確信しつつ、その栄光が一朝一夕にもたらされたものでないことを、ドラマチックに拡大された荒野の民族的体験の敍述を通して印象づけつつ、いわばその恩寵の歴史の原型として、カナンにおける土地取得のできごとを歴史的記憶の基底におき（恐らくは「ヤシュルの書」や「ヤハウエの戦いの書⁷⁾」および各種の口頭伝承に助けられてであろうが）、そこに自由なる思寵の選びの現実化を確認しつつ、シケムの全イスラエル的体験の記録をもって敍述を完結したものであろう。このシケムの体験なくしてはシナイのできごとの正しい歴史的把握もあり得ず、「約束の地」におけるキャンペーンの記憶なくしては、各地の聖所に附着するアブラハム・イサク・ヤコブ等の、父祖の伝承を救済史的に再構成することも不可能であったろう。然しながら、すでに定着を終えた「約束の地」そのものは、世俗国家として統一されたダビデ的イスラエルの輝きの影にかくされて、多分にその理念的明確さを失ってはいなかったであろうか。捕囚期に身をおく申命記的歴史編纂者は、カナン侵入のできごとを全体としてはっきりした枠組みの中で自覚的に位置づけ、エリコ——シケムのサイクルを、ダビデ的統一イスラエルを含むサイクルにまで拡大し、それをさらにヨシヤ・イデオロギーの線にまで拡大し、同時にDの律法提起の背景をなすところの、出エジプト——シナイ伝承に関する物語り的構成の枠組みをその背後に重ね合わせながら、つまり王国時代のイスラエルの背信と懲戒の歴史を、脱出途上荒野におけるそれと二重写しにしながら、神と民との間断なき対決の歴史を敍述する。カナンの土地取得を第一の頂点とし、ダビデの王国統一を第二の頂点とし、さらに、そのダビデ契約

救済史の思想史的理窟の試み(2)

的路線を敢て否定しつつ再びシナイ契約的路線に即して大イスラエルの回復を意図したヨシヤの改革を第三の頂点として、最後にそれがもはや失われた大いなる幻影として過ぎ去った現在、イスラエルの眞の安息と平和を彼方に望見しつつ、（第二イザヤのメシヤ的回復のイメージと照応しつつ）現実には失われた「約束の地」のイメージを、全編を通して強烈に打ち出しているのではないだろうか。

更にPは、それらの敍述を全体として独自の枠組みの中にとり入れつつ、もともと聖所ないし神殿の祭儀の場において recital としてくりかえし読誦されたにちがいない物語りの骨組みを幾多の補筆によって肉づけしつつ、それを祭儀律法的に再構成し、同時に半面詳細な民族編成表と領域区割とを決定して、救済史の舞台たる「約束の地」を、民族の生との関りの中におきつつ、いわばそれをロゴス的に把握した。その領域決定は、あるいはヨシヤ時代のそれを根拠とするといわれ、あるいはダビデ時代の再現であるともいわれるが、いずれにしてもそれは失われた国土の理念的再構成であり、かくして唯々恩寵への感謝と約束の成就への回顧的確信に貫かれたJ・EおよびDの救済史は、ここにPによる深い贖罪観に裏打ちされて、エゼキエルや第二イザヤのそれと照応しつつ、一つの神学的理解にまで結晶されるのである。かくしてまさしく「地は神のもの」であり、人はただゆるされてその地を所有する寄留者にすぎないことがいいあらわされるのである。ここでさらに臆見を加えるならば、「地にては旅人」との自覚は、遠くアブラハム以下の族長伝説のイメージに誘発されるよりは、現実に「寓り人」たらざるを得ない彼らの実存的状況認識に発するもののように思われる。今や「約束の地」は、その喪失がもはや決定的現実として思い知らされるとき、それは最も強烈に人々の脳裡に刻印されるであろう。かくして「地を嗣ぐ者」としての自覚と、「旅人、寓れる者」としての自己理解が、同時的に彼らの生活史を支える要因となる。

一方すでに予言者において、「約束の地」の地平は世界大に拡大され、救済史は単に一民族の歴史たるにとどまらぬ世界的視圈の中でとらえられ、「地を嗣ぐ者」が、地のもろもろの果てより呼び集められてくる壮大な幻影が彼らの脳裡に去来する。（未完）

救済史の思想史的理義の試み(2)

- 註 1) この場合、問題となるのは云うまでもなく神の選び=神によって選ばれることであり、それも、場所や事柄についてのそれではなく、人についてであり、それも特定の個人についてではなく「イスラエルの民」についてのそれである（もとより、個と全の区別のつかない場合というより個が全を代表する場合を考慮に入れてのことであるが）。そのような限定された意味合いにおいては、事態をもっぱら「主の僕」の選びに焦点をあてて把握する第二イザヤを除いては、預言書において、それをとりあげたものは皆無に近い。ホセアもアモスもイザヤもエレミヤもそれに触れないし、捕囚期の予言者エゼキエルがわずかにこれに言及する（20⁵以下）ほかは、ハガイ（22³）やゼカリヤ（1¹⁷）が終末論的にそれに触れるのみである。

予言者以外のもので、最も積極的にこの問題をとり上げるのは申命記である（4³⁷, 7⁶, ⁷, 10¹⁵等）。殊にその7章7節に見られる「選び」の理解は、きわめて注目すべきものとして、およそこの問題が論じられる場合は必ず引用される。詩篇もまたしばしば「選び」を題材とする（33¹², 47⁴, 65⁴, 78⁶⁸, ⁷⁰, 89³, 105⁵, ⁶ 132¹³, 135⁴等）。然しながら、問題は必ずしも直接「選び」に言及するものに限定されない。むしろそれ以外の部分にもっと端的に「選び」の主要契機と問題性を打ち出すものがあるということである。その意味において最も注目されるのは、アモス書3章2節及び9章7節であるが、この問題については関根正雄「選民イスラエル」および「救済史の理観について」の両論文が、鋭利なメスを加えてその問題構造を解明する。本来ならば「選び」の問題をここにとり上げる以上、本文において十分にこの両論文と接衝すべきところを、今回は遺憾ながらそれを避けて通ってしまう結果となった。他日を期したい。

註 2) W. Eichrodt; *Theologie des Alten Testaments.* (1933/36/39)

註 3) 浅野順一『イスラエル予言者の神学』(1955)

註 4) 関根正雄「選民イスラエル」(『イスラエルの思想と言語』1962)

“ 「救済史の理解について」 (日本聖書学研究所編『聖書と救済史』1962, 関根正雄『古代イスラエル研究』1969)

木田献一「選びの信仰の起源」(日本聖書学研究所編『聖書学の方法と課題』1967)

註 5) 詩篇78篇, 89篇, 105篇, 106篇, 132篇, 136篇等

註 6) レビ記25章23節

註 7) ヨシュア記10章13節, サムエル記下1章18節, 民数記21章14節

of Conrad Grebel have been found and kept mostly in the City Library of St. Gallen, Switzerland. But this letter addressed to Thomas Münzer is the longest one and recognized probably as the only one, in which we can find his theological view in general. He wrote a pamphlet which might have been undoubtedly of the highest literary value for Anabaptist study but regrettably it is not in existence at present. Accordingly this letter of his to Thomas Münzer is the most important for us Anabaptist scholars in the sense that it is so valuable not only for Grebel students but also for Anabaptist students in general.

My article includes the translation of Grebel's letters to Thomas Münzer and some comments on his religious thoughts. This article is particularly worth while nowadays when the Münzer renaissance is spoken about.

On the Election of Israel

Yasuoki YAMASAKI

It is methodologically in order to begin with that which formed the core of Israel's confession --- the Pentateuchal traditions. In 1928 Galling called attention to the fact that a peculiar twofold aspect of statements about the election of Israel may be discerned in the Old Testament. Alongside the talk of Israel's election in the event of the deliverance from Egypt, which may be found evenly distributed throughout all the different parts of the O. T., there stands the insistence that the election of Israel is grounded in the election of its patriarchs Abraham, Isaac, and Jacob.

Yet we may say that some of the finest fruits of O. T. come as a transfiguration of election. The most familiar of transformations is in the words of Amos, and the divine choice of Israel, according to the teaching familiarized by Deuteronomy, ensured prosperity on the single condition of obedience.

The Logical System of Lenin's Work "Imperialism" and the Law of Unequal Economic Development

Hitoshi KOJIMA

1. The law is based on the logical system of "Imperialism".